解散公告

当社は、平成二十一年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十六日

静岡県富士宮市貴船町九番一五号

有限会社すみーずＷＯＲＬＤ

代表清算人　稲葉　澄子

解散公告

当社は、平成二十二年一月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十六日

大阪府高槻市安満中の町一番一号

有限会社ビッグサン高槻

清算人　東埜　健志

解散公告

当社は、平成二十二年一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十六日

大阪市浪速区恵美須西一丁目四番一号

株式会社ハサカ

代表清算人　葉坂　福造

解散公告

当社は、平成二十二年一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十六日

大阪府高槻市桜ケ丘北町二四番一二号

有限会社摂津設計

清算人　宮原　廣次

解散公告

当社は、平成二十二年二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十六日

福岡県福岡市中央区天神一丁目一六番一号

株式会社博多東急イン

清算人　犬飼徳比児

解散公告

当社は、平成二十二年一月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十六日

鹿児島市若葉町五番一号

ファイナル設計株式会社

清算人　桃木野　聡

解散公告

当社は、平成二十二年一月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十六日

鹿児島市若葉町五番一号

ファイナル・コンサルティング株式会社

清算人　桃木野　聡

解散公告

当社は、平成二十二年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十六日

沖縄県うるま市字江洲三九九番地

有限会社ミシマ

清算人　與儀　政作

解散公告（第一回）

当組合は平成二十二年一月十八日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十六日

東京都日野市新町五丁目二〇番地の一

日野市東光寺上第１土地区画整理組合

代表清算人　和田　熊吉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年一月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（二十二年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十六日

新潟県長岡市寺泊野積六一二七番地

特定非営利活動法人のづみの森アート自由創作会

清算人　齋藤　英子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年一月二十九日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十六日

愛知県豊川市小坂井町大堀一〇番地

小坂井篠束坂地土地区画整理組合

清算人代表　山内大太郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年一月十七日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十六日

新潟県小千谷市大字塩谷一六六九番地一

十二社

清算人　廣井　嗣雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月十六日

名古屋市熱田区川並町二番二三号

名古屋本場果物商業協同組合

代表清算人　大矢　晃

配当公告

神奈川県相模原市麻溝台三六五六番地

破産者　林土木工業株式会社

右の者に対する横浜地方裁判所相模原支部平成二十一年（フ）第一一七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二二九、五二二、六九九円

一、配当することのできる金額

金六三、二六〇、八八七円

平成二十二年二月十六日

横浜市中区本町三丁目二四番地本町中央ビル九階

破産管財人　狩倉　博之

配当公告

愛知県蒲郡市丸山町七番二号

破産者　蒲郡商事株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十一年（フ）第一三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五二四、九七六、〇三八円

一、配当することのできる金額

金六八、七〇一、一七八円

平成二十二年二月十六日

豊橋市大国町一〇一番地板垣ビル二階池田至法律事務所

破産管財人　池田　至

配当公告

愛媛県西条市楠甲八四六番地四

破産者　トウヨテリー株式会社

右の者に対する松山地方裁判所西条支部平成二十一年（フ）第一三号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金一、一六五、〇九八、六〇四円

一、配当することのできる金額

一般債権　金一一六、五〇九、八六二円

平成二十二年二月十六日

愛媛県西条市明屋敷六五一番地四エムズビル三階

破産管財人　宮内　哲彦